

平成 30 年度税制改正提言事項 (税制改正に関する検討テーマ)



一般社団法人 山口県法人会連合会

会 長 有 田 建 二

税制委員長 政 田 寛

税制委員会構成委員

役 職	氏 名	所属法人会
委 員 長	政 田 寛	柳井法人会
副委員長	櫻 井 正 明	宇部法人会
委 員	正 木 圭 子	山口法人会
委 員	長 畑 克 典	岩国法人会
委 員	西 村 公 作	柳井法人会
委 員	小 野 宗 典	徳山周南法人会
委 員	松 本 利 幸	光・熊毛郡法人会
委 員	尾 崎 陽 一	防府法人会
委 員	畑 善 高	厚狭法人会
委 員	吉 水 千 賀 子	下関法人会
委 員	大 工 幸 宏	長門法人会
委 員	田 中 義 一	萩 法人会

1. 税制提言の基本方針

本税制改正要望は、中小企業の活性化と活力ある持続可能な社会の構築に寄与するため、実現可能な望ましい税制のあり方について提言することを目的とする。

2. 実現可能な税制提言

提言した税制改正事項は、提言活動での要望に止めず、早期の実現に向け継続的に情報発信を行い、経済団体として地位の確保に努める。

平成30年度税制改正に関する検討テーマ

		課 題	討 議 事 項
基 本 的 な 課 題	税・財政改革	・財政健全化に向けて	<p>① 財政健全化は、わが国の経済財政運営に対する市場の信認と国際的評価を維持する為の前提であり、将来の世代に対する負担の先送りを食い止めるためにも避けては通れない。</p> <p>② わが国経済は穏やかな回復基調にあるものの、わが国の財政は、毎年度の歳出のうち3分の1以上を借金に依存している。アベノミクスの中心的役割を果たしている日銀による「異次元緩和」も限界に近づきつつある。</p> <p>③ 政府は実質2%、名目3%を上回る経済成長を実現し、GNP600兆円をめざす、「骨太の方針」をまとめるも、度重なる消費増税の延期等、政府の財政健全化戦略の先行きは、不透明感を増した状況にある。</p> <p>④ またわが国の、削減が必要な財政赤字額は巨額であり、財政状況が厳しいことには変わりはなく、財政再建への具体策、社会保障制度改革は、極めて重要な課題である。</p> <p>⑤ プライマリーバランスの2020年黒字化の実現は困難な状況となったが、国民の将来不安を増幅させないためにも、改めて歳出、歳入両面からの適正化とチェック機能の強化が強く求められる。</p> <p>⑥ 財源を確保することなく社会保障だけを充実させれば財政再建は遠のくことになる。財政再建に向けて、経済成長を最優先としつつ財政健全化への道筋を確かなものとするための、政策的な時限立法に頼らない実効性ある財政ルールを構築すべきである。</p>

基本的な課題

税・財政改革

・社会保障制度に対する基本的考え方

- ① 人口減少と超高齢化の加速というわが国の構造的課題に直面し、現状の枠組みでは社会保障給付の増加は、避けられない。このような状況を打開するには、医療・介護・年金・少子化の各分野における給付の効率化・重点化による社会保障制度と税の一体的な見直しが急務である。
- ② これからの社会保障のあり方については、「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支えあう「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直す必要があるとともに、国民年金受給者と生活保護費受給者との金額格差等、適正化が必要である。
- ③ また、社会保険料負担の増加は、民間企業の雇用創出を阻害する要因ともなりかねない状況となっており、社会保障給付の一層の効率化・重点化や、現役世代中心の負担構造の大胆な見直しが必要である。
- ④ また、活力ある経済社会の構築に向けて、成長の源泉である現役世代の活力を奪わない改革が求められる。また、年金金額の減少と支給年齢の引き上げに伴う老後資金形成に向けた税制面での優遇措置の拡充が望まれる。

・行政改革の徹底

- ①消費税の引き上げ等、増税は国民に痛みを求めるわけで、国民の理解を得るには国・地方、政府・議会がまず自ら身を削らなければならない。財政改革の為には、まず行政改革を徹底して行い、国・地方における無駄を無くすことが必要である。
- ② 行政改革は、官と民・国と地方の役割分担を念頭に、公務員給与の適正化、行政機構のスリム化等の措置を講じ、行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑える

基本的な課題

	<p>税・財政改革</p>	<p>・行政改革の徹底</p>	<p>ことを目的にすべきである。しかし、現状の改革に向けた取り組みは極めて不十分であり、国会議員・地方議員の削減、公務員の削減、歳費の削減等、いずれも不十分な状況である。</p> <p>③ また、国民による納税監視の観点から公会計について複式簿記に徹すべきである。併せて、特別会計の情報開示等、徹底した情報開示を求める。地方財政の監視役に各自治体において会計監査のエキスパートを育成する制度を設ける等、納税者の視点に立ったチェック機能の確立が望まれる。</p>
	<p>税・財政改革</p>	<p>・消費税引き上に伴う対応措置</p>	<p>① 消費税率10%については2年半の延期となったが、消費税は消費一般に広く公平に負担を求めるものであるから、増大する社会保障に充当されること明確にし、国民の理解を十分に得る必要がある。</p> <p>② 消費税5%から8%への引き上げについては、行財政改革を進めるという公約のもとに実施されたはずであったが、肝心の公約が実行されていると言い難く、国民の負担だけが大きくなっている。行財政改革の徹底、社会保障充実の前提があつての消費税増税とならなければならない。</p> <p>③ また消費税率引き上げによる簡易課税適用事業者の益税額増加の防止策として、簡易課税を廃止してはどうか。</p> <p>④ 消費税の軽減税率は導入すべきではない。導入された場合、事業者の事務負担は極めて煩雑になり、またソフトウェアの変更・新規購入等、行政・納税側双方にコストがかかり税務執行コスト等は増大する。したがって、軽減税率は導入せず、現在の単一税制方式を維持すべきである。軽減税率に相当する部分は、他の税負担の増加や低所</p>

基本的な課題

税・財政改革

・消費税引き上に伴う対応措置

得者への給付付き税額控除での対応が考えられる。

⑤ また、複数税率が導入された場合には、インボイスが採用されることになっているが、インボイスの発行及びインボイスに基づく仕入控除額の計算は課税事業者に極めて過重な事務負担を強いるものであり、また免税事業者はインボイスを発行できないため課税事業者との取引が排除される可能性が高く、新たな社会問題が生じる懸念がある。現行案では、仕入税額控除の計算方法としてインボイスの税額の積上げ計算の他に取引総額からの計算も認めており、現行方式である請求書等保存方式と同じ方法で仕入控除額を計算できることから、インボイスを採用する合理的な理由はない。

⑥ 税の滞納全体に占める消費税の割合は高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因にもなっている。滞納防止策としては、中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面での滞納防止策の強化が求められる。また、先払いすると得になる等のインセンティブのある納付方法を考える必要がある。

・マイナンバー制度

- ① 現在、マイナンバー制度の効果はあまりなく、機能性をさらに高める必要がある。
- ② マイナンバー制度は、企業にとって、とても負担であるといった意見もある。
- ③ また、制度の維持に係るコスト、個人情報保護に向けたシステム整備等、十分に検討する必要がある。

・法人実行税率のあり方

① 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率のさらなる引き下げを要望する。

基本的な課題

経済活性化と中小企業対策

・中小企業の活性化に資する税制措置

・事業承継税制の拡充

- ② 法人税を累進課税にしてはどうか。
- ③ 日本の法人税実効税率は現在世界で7番目に高く（H29年度29.97%）、OECD加盟国平均の約25%を目指して欲しい。
- ④ 法人実行税率の引き下げのため、外形標準課税制度等、中小企業の負担が増加する財源の確保には反対する。行財政改革の徹底により代替財源を捻出すべきである。それとともに、中小企業に対する軽減税率の本則化を強く要請する。

- ① アベノミクスの恩恵を受けているのは、一部地域や一部の企業であり、むしろ地方の中小企業者は地方経済の疲弊から地方創生に限界を感じている。中小企業の75%が赤字を計上している。企業が社会貢献できるような税制の確立を望む。
- ② 法人税法上の中小法人の範囲を見直す必要がある。今後の中小法人課税の見直しにあたっては、中小企業政策との整合性を踏まえ、地域を支える中小企業の活性化につなげることが不可欠である。中小法人課税については、「資本金」と「資本金以外の指標」を組み合わせによる判断を要望する。

- ① 事業を承継する人に負担のない税制にしないと、事業は継続できない。円滑な事業承継が進まず、高度な技術力、競争力を持ちながら、廃業に追い込まれる企業も少なくない。中小企業は地域経済を担い、地域の雇用の受け皿として重要な役割を果たしている。円滑な事業承継ができないことは日本にとって、大きな損失である。
- ② 相続税では相続財産の評価は時価主義を採用している。時価とは客観的交換価値を指すものであるが、現行の取引相場のない

基 本 的 な 課 題	経済活性化と中 小企業対策	・事業承継税制の拡充	<p>株式の評価方法は解散を前提として評価するものであり、市場原理と実態を無視した評価方法と言える。つまり評価自社株の評価が問題である。経営者の努力で企業を成長させるほど、非上場株式の評価は高くなり承継が困難になるのは、納得いかない。中小企業における自社株の評価基準について見直しを要望する。</p> <p>③ 事業承継にあたり中小企業が乗り越えなければならない課題は多岐にわたっている。わが国経済を支える中小企業の多様なニーズ、経営者の高齢化、地域における雇用の維持、あらゆる観点からも、事業承継税制の抜本的な見直しを図る必要がある。</p>
	地方のあり方	・地方創生	<p>① 地方創生の中核を担うのは、地域で雇用を生み出している中小企業であり、様々な補助金等も用意されているが、現在の補助金等のシステムは中小企業者が使用するには複雑すぎる。また、国は若者の地元企業への就職を活発化させるためにも、黒字企業の増加を図る施策が求められる。</p> <p>② 地方創生は、ある意味では地域競争の側面を持っている。その地域の仕事はその地域の業者を優先して依頼すべきである。納入についても同様、その地域を優先して調達すべきである。まず地元を豊かにし、地域の活性化を図るべきではないか。</p> <p>③ 中心市街地、アーケード等、地方における空き屋、空き地や空き店舗の利用促進に資する税制優遇策の実施を要望する。</p> <p>④ 日本企業の海外進出組のUターンにより国内雇用や正規社員を増やし人口増加・所得税を増加させ地方創生につなげる。</p>

基本的な課題

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生 	<p>⑤ ふるさと納税については、反対給付を求めることばかり優先されているが、元来、寄付行為であり本来の目的をよく示して寄付させるように周知させるべきである。</p>
	<p>地方のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制の導入（地方への権限と税源の移譲） 	<p>① わが国の中央集権的システムは行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害する要因ともなっている。</p> <p>② 「地方にできることは地方が担う」という理念の下、国と地方の役割分担を明確化し、行政の効率化、財政の健全化を進め、地域の強みを活かした独自の政策が実践できるよう、国から地方へ財源・権限・人員を移譲する必要がある。</p> <p>③ また、地方財政の健全化とともに無駄な公共工事の廃止、地方議会のスリム化等と納税者視点に立ったチェック機能の確立が求められる。</p> <p>④ また、地域偏在性が少なく、安定した税収確保が可能となる地方税体系を構築するとともに、税源の移譲に伴い地域間格差が拡大することのないよう、偏在を是正する措置を講じ地方税財源の充実を図る必要がある。</p> <p>⑤ その上で、各地域がそれぞれの持ち味を活かした機動的な地域経営を自らの権限と責任において行う方向を示すとともに都道府県の枠組みを越えた、道州制の導入について検討すべき時期にさしかかっている。</p>

税 目 別	法人税関係	・役員給与等の損金参入の拡 充 等	<p>① 税は公平・中立・簡素でなければならない。税法が複雑化しつつある。もっと解りやすくシンプルなものにすべきである。</p> <p>② 役員賞与は職務執行における正当な対価として、全額損金算入とすることを要望する。また、交際費課税制度の見直しを要望する。</p> <p>③ 地域の経済と雇用を支えている中小企業として、法人事業税の外形課税の拡大、欠損金繰越控除制度の見直し等、中小企業の負担が増加する財源の確保には反対する。行財政改革の徹底により代替財源を捻出すべきである。それとともに、中小企業に対する軽減税率の本則化を強く要請する。</p>
	個人所得税	・所得税のあり方 各種控除制度の見直し等	<p>① 所得税は国民がその所得に応じて負担するという税の基幹とも言うべき税目として、広く国民全体で公平に負担を分かち合い負担していくものでなければならない。</p> <p>② 各種控除制度は社会構造の変化に対応して整理・統合等、見直しを実施すべきであるが、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行っても、就業調整に変化は起きないと思うが、配偶者控除は上限を拡大し存続させることを要望する。</p> <p>③ 所得税の減税を望む。働いて稼ぐことは大変なことであり、所得税が高くなることは働く意欲を減退させる要因になる。所得税累進課税制度の見直しを行い、最高税率の引き下げを要望する。</p> <p>④ 一方、所得補足が十分でなく税負担に対する不公平感が生じており、税に対する負担の公平性を図るべきである。</p>

税 目 別	相続税・贈与税	・相続税・贈与税	<p>① 経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価は高くなり、中小企業の事業承継を困難なものにしている非上場株式の評価の見直しを要望する。</p> <p>② また、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。</p> <p>③ 税制改正により相続税は全体で約4割の強化となっている。他国が緩和の方向に向かっている中、日本は強化の方向へと逆行しており、また、課税割合が高すぎるので、相続税の課税を緩和すべきである。</p>
	地方税関係	・固定資産税の抜本的見直し	<p>① 固定資産税については、実態との乖離が拡大しつつあり、不動産評価額の路線価での統一等、公平化とともに評価方法等について、収益還元法の使用等見直しを含め抜本的な見直しを求める。</p> <p>② また、固定資産税は収益性の低い中小企業に対しても一律に課税されており規模の小さい中小企業に過重な負担となっており、中小企業にとっては固定資産税の負担感が重く、事業に係る固定資産への課税の軽減を望む。</p> <p>③ 事業所税は、都市計画税が徴収される中であってすでにその目的を達成しており、固定資産税等との二重課税になるので、廃止を求める。</p> <p>④ また、固定資産税と都市計画税の違いを明確化するとともに都市計画税の必要性・用途と期限の設定が必要である。</p>

	<p>・震災復興</p>	<p>① 現在の被災地域が抱えている問題の多くは、近い将来、日本が直面する問題でもある。機動的な財政政策により、早期の復興を図るとともに縮減した国内景気へのカンプル剤として弾みをつけ、景気回復への足がかりに繋げるものとしなければならない。</p> <p>② 被災地の復興に向けて当然資金も必要となる。使い道をしっかりと示した計画的な増税なら止むを得ない。</p> <p>③ そのためにも、省庁間のセクショナリズム、縦割り行政を打破する必要がある。復興はわが国のガバナンスの問題そのものでもある。</p>
<p>その他</p>	<p>・租税教育 等</p>	<p>① 全ての国民が税の役割や納税の意義について十分に理解しているとは限らない。あらゆる機会を通じ幅広い世代に向け納税者意識の高揚を図る必要がある。したがって、租税教育は、学校教育の低学年の段階から社会人に至るまで幅広い年代において、教材等を充実させる必要があるとともに、税に携わっている県や市の職員もしっかり勉強する必要がある。質素でもいいので心豊かな日々の充実感溢れる日本を作る必要がある。また、国・地方における借金や税の使われ方についても議論や教育が必要である。</p> <p>② 都市型経済の発展は現実的なものとしても、地方の少子高齢化の進展は深刻である。都会で生活する若者の教育、学費、生活費は就職までは地方(親)の負担によるところが大である。加えて、若者の都会定住による地方の高齢者への負担費用も地方財政にとって頭痛の種であり、地方交付税の算定基準の改正が必要と感じる。</p>

<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>・租税教育 等</p>	<p>③ 平成 19 年度の税制改正により減価償却制度の抜本の見直しが行われ、同じ資産でも資産の取得年度により減価償却方法が複数存在する等計算方法が複雑化しているが、減価償却制度は経費の期間按分の問題であり、実務を無視して複雑な計算を求める必要はない。</p> <p>また、少額減価償却資産についての現行制度では3つの制度が併存しており、特例により中小企業者には事実上30万円未満の資産の損金算入を認めているが、制度や事務処理簡素化の観点から、本法において少額減価償却資産の損金算入限度額を30万円に引き上げ、一括償却資産の損金算入制度を廃止する等、減価償却制度の簡素化を図るべきである。</p>
--	----------------	--